

## 北本市第六期障害福祉計画・北本市第二期障害児福祉計画の策定について

令和 2 年 6 月 北本市福祉部障がい福祉課

### 1 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業や障害児通所支援等の必要なサービス量の見込みを示すなどして、提供体制を確保していく努力を行うための計画であり、整備の指針となります。

### 2 障害福祉計画・障害児福祉計画策定の背景

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」により、サービスの提供体制を計画的に整備するために都道府県及び市町村に対して、「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。その後「障害者自立支援法」は改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）となりましたが、引き続き計画の策定は義務付けられています。

また、平成 30 年に「児童福祉法」が改正され、都道府県及び市町村に対して新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。（詳細は資料 1 の 1 ページをご確認ください。）

### 3 国の基本指針

国の基本指針は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものです。

都道府県や市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に則して作成するものとされています。

※ 基本指針は、計画期間に合わせて見直しされています。今回見直しされた基本指針の概要をまとめた資料 1 の 4～6 ページをご確認ください。

### 4 計画の期間

今回策定する北本市第六期障害福祉計画・北本市第二期障害児福祉計画は、国の基本指針に則して令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とします。

北本市には障害福祉計画・障害児福祉計画の他に、障害者基本法に基づく「第三次北本市障害者福祉計画」（計画期間10年間）があります。この計画と調和を保ちながら、本計画を策定していくこととなります。

（計画期間のイメージ等につきましては、資料1の3ページをご確認ください。）

## 5 策定のスケジュール等

第1回策定委員会を7月に開催し、計4回開催する予定です。その他、庁内の検討委員会を3回、パブリックコメント、自立支援協議会への意見聴取を経て、計画を策定する予定です。（詳細は資料2のスケジュールをご確認ください。）

## 6 アンケート

今回、計画を策定するに当たり、市内にお住いの障がいのある方等（計：1,100名）に、令和2年2月～3月の間でアンケート調査を実施しました。今回はその結果の速報版（資料5、資料6）をお送りします。詳細につきましては、7月に開催予定の第1回策定委員会でご説明いたします。

## 7 最後に

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、皆様にご協力いただく策定委員会は、当初予定していた開催回数を縮小して開催することとなります。事務局といたしましては、資料を事前に送付すること、ご質問には随時お答えすること等によりこれをカバーしたいと考えております。

ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。